

ふるさと御所 歴史探訪

其の九

石高制と年貢

〈3〉

先月号では、年貢の基本について説明しました。一般に、年貢は農民にとつて非常に厳しいものであったとされていますが、実際はどうだったのでしょうか。

高等学校の教科書等には、5公5民と書かれ、収穫の半分を年貢として取られるので、人びとの生活は非常に苦しかったとされています。これによると、税率すなわち「免」が固定されていたことになります。免には、豊作・凶作に関係なく、一定の税率で課する「定免法」と、その年の作物によって決める「検見法」があり、ほとんど検見法だったようです。

御所町の免（税率）がどうであっ

たかを見てみます。史料が残っている文政6年（1823）から文久2年（1862）の間では、町の石高に対する免は、最低が27・7%、最高が60・6%で、平均が53・6%です。これでは、5公5民より厳しいことになり、そうではなかったのです。

前回、課税標準の収量である石盛は、上田で1反（990㎡）当たり1・7石（約255kg）であると説明しました。しかし、江戸時代でも、1反あたりの実際の収量は、2石から2・7石あったようです。この差が納税者の余裕になっていました。

また、水害を受けた田畑は、復旧しても「起返」といって、しばらくは免を低くしていました。つまり、水害や不作の面積自身も町が有利になつて例が多いのです。

土地取引の証文、小作証文等には、「有畝」という言葉が出てきます。実際の面積という意味で、実務的な取引は、これに基づいていました。公的な面積に比べて、広い田畑があったのです。

いろいろと申しましたが、最も大きな要因は、裏作には年貢が課されなかったということです。冬期には、菜種、麦等が耕作されました。これらは、全て耕作者の取り分だったのです。

写真1 皆済目録



地主と小作の関係についても見てみます。小作人は、虐げられていたとされていますが、そのようなことはなく、ほとんどが、対等で合理的な契約であったと考えられます。高名寄帳に書かれている石高を「分米」といい、小作の契約の時の石高を「宛米」といいます。御所町の

例では、分米と宛米が同じというケースが多かったようです。この場合、分米と免の差が地主の取り分になります。小作人の取り分は、石盛と実際の収量との差および裏作の収穫です。まじめに働けば、小作人の収入は、かなり多かったのです。

他村には、宛米が分米より大きい例があります。それでも小作経営が成り立っていたのです。また、今の会社経営の農業のように、何町歩（ヘクタール）というような大規模な小作人もいました。年貢や小作については、一般的なイメージとずいぶん違っているようです。

年貢の他に、運上・冥加銀・口米・高掛三役等の付加税もありました。これらの割合は大きくないので、説明は割愛させていただきます。ご興味のある方は、図書館にある拙著『近世後期大和国御所町に関する研究』をご参照ください。

年貢を完納すると、役所から「皆済目録」と「掛札」が発行されます。

天保2年（1831）のそれらを写真1と写真2に示します。皆済目録は領収書で、掛札は年貢が完納されたことを納税者に知らせるための掲示です。

（文責 中井陽一）



写真2 掛札